

令和2年2月29日

地区連合町内会長 各位

港北区地域振興課長

横浜市港北区内区民利用施設の臨時休館等について（情報提供）

新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から、区民利用施設を臨時休館等することになりましたのでお知らせします。

- 1 地域振興課所管の対象施設
地区センター、コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス
スポーツセンター、区民活動支援センター
公会堂、国際交流ラウンジ（相談機能のみ実施）
- 2 休館期間
令和2年3月3日（火）～3月15日（日）（※状況により期間延長の可能性があります。）
国際交流ラウンジは3月1日（日）から3月15日（日）
老人福祉センター「寿楽荘」は2月28日～3月31日
- 3 そのほかの一部業務を休止する（又は予定している）施設について
【一部業務を休止する施設】
 - 令和2年3月1日（日曜日）～3月15日（日曜日）
貸館業務を休止
 - ・地域ケアプラザ
 - ・福祉保健活動拠点
 - 令和2年3月2日（月曜日）～3月15日（日曜日）
ひろば（子どもの遊ぶスペース）の利用のみ休止
 - ・地域子育て支援拠点どろっぷ・どろっぷサテライト
 - ・親と子のつどいのひろば（区内6か所）

***その他**

「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の臨時休業」、「放課後の居場所 開所」、全市的な「市民利用施設等の閉館」については、市のホームページからご確認いただけます。

また、3月15日までの横浜市や区の会議は中止しています。

【本件に関する問い合わせ先】

港北区地域振興課長 小野 佐幸美

TEL 045-540-2233

FAX 045-540-2245

E-mail sa01-ono@city.yokohama.jp